

# 賃貸アパート・マンションを所有する皆様へ

## 償却資産とは

事業を行っている法人や個人の方がお持ちの「事業の用に供することができる資産」のことです。

## 償却資産の申告

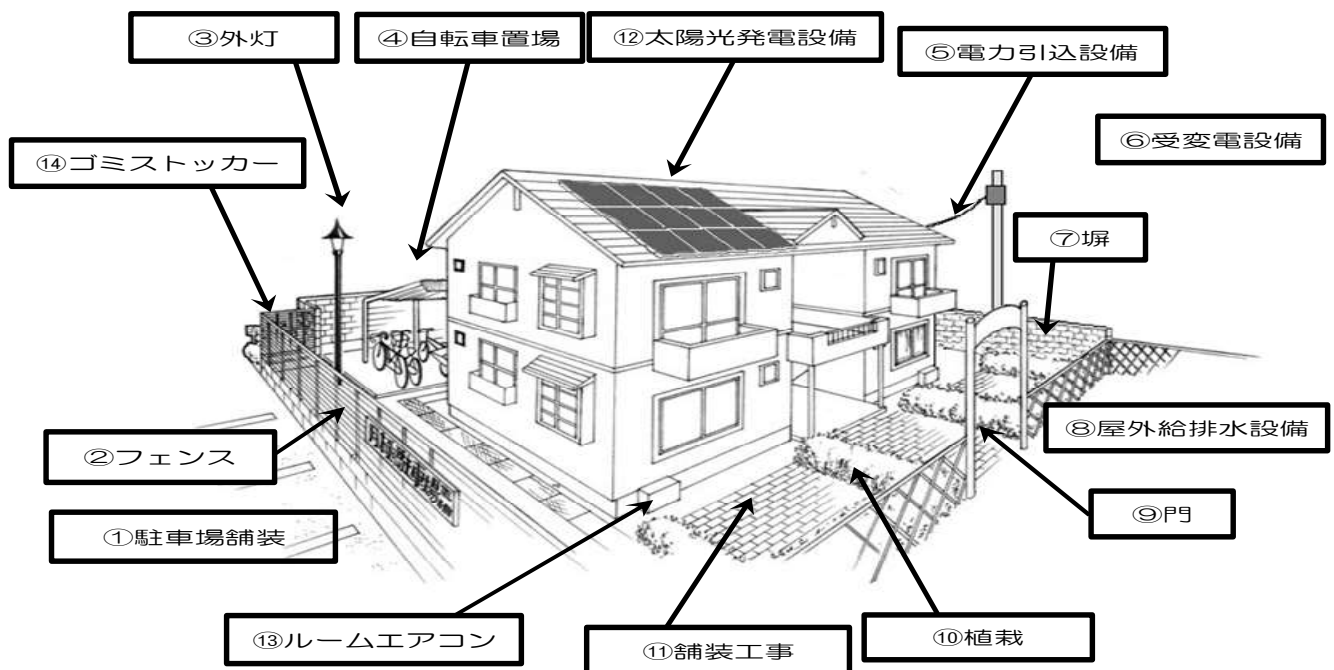
償却資産の所有者の方には、毎年1月1日現在における償却資産の状況等について、その年の1月31日（休日の場合にはその翌日）までに償却資産申告書・種類別明細書のご提出をお願いしています。

該当する資産をお持ちでない場合でも、申告書の「17 備考（添付書類等）」欄の「3. 該当資産なし」及び「次年度以降の資産増加予定（有・無）」に〇をつけてご提出ください。

## 申告していただく資産

アパートやマンションの賃貸を行っている場合、以下のような資産を申告してください。

資産の種類	申告対象となる主な償却資産
構 築 物	門、塀、舗装工事（駐車場舗装含む）、フェンス、外構工事、ゴミ置き場、緑化施設（植栽）、簡易物置、自転車置場 電気設備・・・・・・・・・・受変電設備、外灯 給排水・ガス設備 ・・・屋外の給排水管や供給管 など
機械・装置	太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）、電力量計、架台など
工具・器具・備品	ルームエアコン、ゴミストッカー など



## 申告書の提出先・お問合せ先

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号

さいたま市役所 南部市税事務所

資産課税課 償却資産係

電話：048-829-1186

FAX：048-829-1916

（土日祝日を除く 8：30～17：15）

**詳しくは固定資産税（償却資産）申告の手引きをご覧ください**